おしらせ

特定健診のご案内

国民健康保険課 ☎876−1234（内線3711）

今年度の特定健診が3月31日で終了します。

特定健診がまだ済んでない方は、早めに予約し、必ず受診してください。

対象者 国民健康保険に加入している40歳から74歳までの方

※平成22年4月1日以降に市が実施する人間ドック・脳ドック・特定健診を受診した方は除きます。

受診期限 3月31日

実施機関 県内指定医療機関

受診方法 医療機関へ電話予約

自己負担額 無料

※受診の際は**「保険証」**および**「受診券」**が必要です。

毎月1日は「飲酒運転根絶運動」

飲酒運転は重大な犯罪です。

休日納税相談のお知らせ

納税課 ☎876−1234（内線2314〜2321）

休日を利用して納税相談および税金の納付を受け付けます。

期間 平成23年3月〜平成24年3月の毎月第3日曜日

時間 午前9時〜午後5時

場所 納税課（市役所2階）

【納付相談の場合】

事前に納税課担当職員と調整を行ってください。

【税金の納付の場合】

書類、印鑑などは必要ありません。

※今月は**20日（日）が相談日**です。

平成23年度 水質検査計画（案）の公表

水道部 配水課 ☎877−8462

水道部では、平成23年度水質検査計画（案）を作成しました。

これは、今後も安全な水を供給するために、水道水の水質検査地点、検査項目、検査頻度などについて、多方面から検討したものです。

この水質検査計画（案）は、利用者の皆さまからの意見を参考に、水質状況の見直しを行い、より一層安心で安全な水質管理を行っていくものです。ぜひご意見をお寄せください。

意見募集期間 3月31日（木）

公表は、市ホームページまたは水道部配水課で配布します。

土地および家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について

資産税課（市役所2階） ☎876−1234（内線2261〜2265）

地方税法第416条第1項の規定により、平成23年度土地価格等縦覧帳簿および家屋価格等縦覧帳簿を縦覧することができます。縦覧帳簿には、市内にある土地・家屋の価格などが記載されていますのでこの機会に資産を比較し、ご自分の資産が適正に評価されているか、ご確認ください。なお、期間を過ぎると縦覧はできません。

縦覧期間 4月1日（金）〜5月2日（月）午前8時30分〜午後5時15分（正午〜午後1時、土日・祝日を除く）

縦覧場所 資産税課

縦覧が可能な方

①固定資産税の納税者・納税管理人

②代理人（委任状が必要です）

※本人確認のため、納税通知書または、運転免許証などの身分が証明できる物をご持参ください。

市民相談・法律相談および行政相談窓口の案内

市民相談・消費生活相談室 ☎876−1234（内線7311）

相談は無料、秘密は厳守します。

市民相談
月〜金曜日 午前9時〜午後9時（正午〜午後1時を除く）
内容 市民生活に関わる市民の一般相談および市行政に対する苦情や意見、要望など

法律相談
毎週火曜日 弁護士相談
午後2時〜4時30分
毎週水曜日 司法書士相談
午後2時〜4時30分
毎週木曜日 司法書士相談
午後7時〜9時
内容 市民生活に関わる諸々の法律相談（要予約）

行政相談
毎月第1・2・3木曜日
午後2時〜4時
内容 行政機関等の業務に関する苦情の相談

消費生活相談
毎週月・水・金曜日
午前10時〜午後4時
内容 消費生活に関する相談

児童扶養手当および特別児童扶養手当の制度について

児童家庭課 ☎876−1234（内線3612）

児童扶養手当

父母の離婚、死亡などにより、父または母と生活を共にできない児童が養育されている母子・父子世帯などの児童の福祉の増進を図ることを目的として一定の手当を支給する制度です。（外国人の方についても、支給の対象となります）

児童とは 18歳に到達して最初の3月31日までの間にある方または、一定程度の障がいのある20歳未満の方

支給対象者 次の①〜⑤のいずれかに該当する児童を監護する母、または監護しかつ生計を同じくしている父、もしくは該当する児童を養育する方

①父母が婚姻を解消した児童
②父または母が死亡した児童
③父または母が一定程度の障がいにある児童
④父または母の生死が明らかでない児童
⑤その他（父または母が1年以上遺棄している児童、母が婚姻によらないで懐胎した児童など）

特別児童扶養手当

身体や精神に、一定程度の障がいがある20歳未満の児童について手当を支給し、児童の福祉の増進を図ることを目的とした制度です。

支給対象者 身体や精神に障がいを有する20歳未満の児童を監護する父または母、もしくは父母に代わって養育している方

これらの手当を受給するためには窓口での申請が必要で、所得制限、その他要件があります。支給要件の該当については申請相談時に確認します（該当しない場合もあります）

※申請手続など、詳しくはお問い合わせください。

オートバイおよび軽自動車の抹消・名義変更手続はお済みですか？

市民税課 ☎876−1234（内線2211・2212）

軽自動車税は、毎年4月1日現在でオートバイ・軽自動車を所有している方に納税義務があります。他の方に譲ったり、廃車、盗難に遭った場合など必ず届出が必要です。平成23年4月1日までにその手続を行わなかった場合には、平成23年度も課税されます。

※軽自動車税は月割り課税はありません。年額で課税されます。

なお、盗難で抹消手続を行う場合には警察署からの盗難受理票をご持参ください。

車種によって、手続の場所が異なりますのでご注意ください。

原付（50cc〜125cc）
市民税課（市役所2階）

軽二輪（126cc〜250cc）および軽自動車
軽自動車協会
☎877−8274

二輪小型（251cc以上）
陸運事務所
☎050−5540−2091

沖縄県の最低賃金

必ずチェック 最低賃金!使用者も 労働者も

沖縄県最低賃金 時間額642円
（平成22年11月5日発行）

特定の産業には、産業別最低賃金が定められています。

問い合わせ
沖縄労働局賃金室 ☎868−3421

交通災害共済

〜思わぬ事故に備えて 市民どうしの助け合い〜

交通災害共済とは、共済掛金（1人500円）を納めて会員になった市民が、交通事故にあった時、直ちに見舞金を支給し、出費の一部に充てていただこうという趣旨で、県内全市が市民相互扶助の精神に基づき共同で設立した制度です。万一の被害に備えてこの共済組合に加入されますようお勧めいたします。

掛金（年額） 500円（1人1口）

※状況に応じて最高100万円まで支給します。

加入推進月間 3月1日〜4月30日

申込方法 市内の銀行、信用金庫、労働金庫、農協にある備付けの申込書に必要事項をご記入後、掛金（500円）を添えて金融機関、または市役所1階の銀行で申込みください。（印鑑は不要です）

※4月30日以降も随時加入できます。

問い合わせ:市民生活課 ☎876-1234（内線3012）

地デジ機器の購入費用等の一部（最大12,000円）を支援します。

＜支援対象＞下記の条件をすべて満たした世帯のみとなります。

・沖縄県在住世帯
・現在、世帯全員が市町村民税非課税の措置を受けている世帯
・平成21年12月1日以降に初めて対象機器を購入した世帯
・受信機等の購入などが、領収書等により確認できること
・総務省が実施する地上デジタル放送受信機器購入等支援事業の支援を受けられない世帯であること

問い合わせ 地デ〜ジ支援し隊事務局 ☎951-2700（平日午前9時〜午後5時）
http://www.pref.okinawa.jp/chide-ji/